

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な  
仕組みの在り方に関する検討会（第8回）議事概要

開催日時：令和元年7月10日（水）10：00～11：30

開催場所：中央合同庁舎第2号館 11階共用1101会議室

出席者：

【構成員】

岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

寺田 麻佑（国際基督教大学教養学部政治学・国際関係学 département／准教授）

松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

大浦 修（総務省統計局統計調査部調査企画課長補佐）

添田 徹郎（行政管理局管理官）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【事務局等】

境 勉（総務省大臣官房地域力創造審議官）

神門 純一（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

安達 哲朗（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

- (1) 「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ」の検討結果について
- (2) 上記検討結果を踏まえて御議論いただきたい点について

【佐藤構成員】

○行政機関個人情報保護法等の非識別加工情報の提供実績など参考となる事例がない状態で非常にパラメータが決まらないといった中での検討であり、資料1の4ページの中ほどに書いてあるとおり、WGでの検討結果として算出された数値等は、あくまでも参考値として理解するべきものであり、これがある種の相場感として独り歩きすることは避けたいといけない。

○費用面については、採算という観点からは、資料1の1ページにある作成組織の仕組みの①から⑧までの手順に従う仕組み以外の方策も考えてはどうかといった議論や、作成組織の採算性だけを見れば、一つの非識別加工情報を複数の利活用事業者に販売するようなケースでは採算性が見込めるのではないかという意見も出たが、各事業者からの提案内容によっては、提供元の地方公共団体とその都度協議を行う必要がある場合も想定されるので、地方公共団体にも負担がかかる点は留意が必要。

○収入面について、作成組織が作成する非識別加工情報の利用料の設定は作成組織に任されることとなっているが、現時点で行個法等の提案・提供の実績がなく、また、データの価値自体が相対的なもので議論が難しい面があるので、統計における実績等の値を参考として示す等としたところ。

#### 【大谷構成員】

○作成組織の費用面に関する試算結果をみると、既存のLGWAN-ASPサービスの設備を使うことによって初期投資コストを他の事業者に比べて抑えた例もあげられており、そのような既存の設備を有しているということが参入に当たっての初期コストを低減することにもつながることが明らかになっている意味で、かなり妥当性の高い見積もりを出していただいたのではないかと思う。

○収入面については、議論が難しい状況の中、原価を参考として示したということでも役立つものではないか。親会の立場としては、収入は算出できないという旨を強調することが望ましいのではないかと思う。

#### 【寺田構成員】

○作成組織の仕組みについては、国の行政機関の保有する情報を扱うわけではないので、必ずしも行政機関個人情報保護法の仕組みと同じにしなければならないことはなく、個別の課題に応じて調整すれば良いのではないかと思う。

#### 【佐藤構成員】

○WGの立場からすれば、行政機関個人情報保護法の制度に合わせるということを前提として、議論をしてきたが、WGにおいてもこの仕組みでなければいけないのかという意見は何回か出ていたという点は申し上げておきたい。

#### 【岡村座長】

○改めて確認をしておきたいが、資料別紙1の初期費用のA社・B社とC社の差は、ざっくり言ってしまうとLGWANが既設かどうかという理解でよいか。

#### 【佐藤構成員】

○基本は、座長のおっしゃるとおりだが、L G W A Nが既設かどうかだけでの差というわけではなく、地方公共団体との協議に係る費用をここに計上するかどうか、匿名加工に係るプログラムを構築する際に、既存のプログラムを使うことに加えて追加の改修費用を想定するなどの要素が反映された結果だと考えていただきたい。

**【大谷構成員】**

○今回は 5,000 人程度の保育児童台帳を念頭に置いて試算したということだが、データ量が大きい場合とか、保育以外に介護に関するデータとか、データ量やデータの内容が変わる場合に、それが原価の差にどう影響するかについては、現時点での検討事項とはしていないという理解で良いか。

**【佐藤構成員】**

○WGではこのケース以外の検討していないが、おそらくデータ量やデータの特性、地域がどこかによって違ってくるのではないかと想定している。

**【犬塚構成員】**

○作成組織の仕組みについては、私も行政機関個人情報保護法の枠組みに拘束されない方がよい点もあるだろうと思っている。意見書提出の機会の付与などの手続についても、行個法の内容をきちんと整理した上で、今後の議論をお願いしたい。

**【佐藤構成員】**

○制度設計の統一性という観点からすれば、なるべく行個法や条例の仕組みに合わせた方がよいという考え方もあると思う。地方公共団体のデータが利活用できて、住民の方や事業者の方にとって有意であり、かつ、個人情報が保護できるということが重要なので、その観点でどのような在り方がいいのかということを検討していただくのが理想ではないかと思っている。

**【大谷構成員】**

○行個法の検討では、意見書提出の機会の付与などは、情報公開法との整合性への配慮から設けられたものではあるが、半強制的に権力によって収集されたデータに対して、個人に対する参加の機会を付与するという点で望ましいことではないかということで賛同させていただいた。

○やはり地方公共団体における個人情報の取得そのものにも同じように公権力性といったものがあるので、何らかの措置は必要だと思うが、具体的にどのようなやり方があるのかについては、自治体の参考例も踏まえて、実現可能性があれば、個別の自治体に委ねていい部分ではないかと思っている。

**【岡村座長】**

○意見書提出の機会はともかくとしましても、これは個人情報法自体が匿名加工情報に関する苦情処理ということをうたっており、それから、複数の作成組織を活用する自治体というのも出てきようかと思うし、その場合、どの組織を使っているのかということの透明性が図られている場合と、必ずしもそうでない場合もあり得ると思うし、住民とすれば、住民情報であるから、当該自治体のほうへ苦情を言うてくるということは十分に考えられるところであるので、それも踏まえて、今のご指摘について、さらに引き続き検討が必要だということだと思う。

**【寺田構成員】**

○新たに法律を制定することとなった場合、作成組織の設置や手続に係る事務は、自治事務となるのか。自治事務であれば、地方自治法上の関与に関する規定など、様々な申立ての手続に関する規定を使うことができるのではないか。

**【事務局】**

○現時点で網羅的にお答えできないが、検討を深めさせていただきたい。

**【犬塚構成員】**

○資料2の2点目に関する事で、現在、地方公共団体では、個人情報をビッグデータとして、庁内で利用するというケースが増えてきている。作成組織が設置された場合、そのような庁内で利用するデータの加工についても作成組織が担ってくれるということになれば、公的に認定された作成組織が加工したデータだという点で、住民にも説明がしやすくなると思うので、ぜひ今後の論点として考えていただきたい。

**【佐藤構成員】**

○作成組織に関しては、非識別加工情報の作成以外の業務を行う場合もありうるもので、統計処理を行おうと地方公共団体からの委託でデータを加工することは構わないと思う。

**【矢島構成員】**

○例えば、地方公共団体で「〇〇計画」を作成する場合、絶対にビッグデータが必要となり、それを今は外部業者に委託して、調査、分析、処理をしてもらっている。今後、作成組織がそのようなデータ処理を請け負うことで、より安価にできるということになれば、作成組織の利用が推進されるのではないかと思う。

**【大谷構成員】**

○基本的には賛成であるが、データ分析を行う際に、非識別加工情報と統計処理された情報、あるいは単に個人名を削除しただけの個人情報との区別がなかなかできないという事例がまだ多いと思うので、作成組織が切り分けを十分に理解した上で対処できることが望ましい。

**【佐藤構成員】**

○3つ目の項目について、ワーキングとしては事業採算性の観点から議論してきたため、国からの財政支援のようなことは議論していない。ただし、採算性の評価が難しいのも事実であり、親会にて議論できればと思う。また、地方公共団体の負担も大きいのでその点も含めて議論いただくことが持続可能な制度としていくうえで重要である。

**【岡村座長】**

○国からの補助金であれば、できれば公の機関である自治体等を対象等とするほうが納得感を得られやすいのではないかとということもあるので、引き続き検討が必要である。

**【大谷構成員】**

○事業採算性WGの検討結果を見ても、やはりデータ利活用事業者がデータを購入して、新たなビジネスを創出するには、まだ非常にコストがかかる仕組みだという印象がある。

○コストだけではなく、新しいビジネスモデルを想定したときに、どのような社会的なメリットがあるのか、あるいは事業者にとってのメリットがあるのかということが見えづらいということが、制度の活用の障壁になっているように思うので、国の予算において、データ利活用事業者が作成組織からデータを購入して、あるいは作成組織と共同して、どのようなビジネスを創出できるのかといった実証実験を行うことも、一つのやり方ではないか。

○実際に、提案を募集して、作成組織がデータ利活用事業者から提案を受けて、そしてその提案を審査し、一定の安全性を担保できる事業者であることを確認した上で、仮の作成組織として匿名加工をしていただくという、そしてその結果のフィードバックをすることで、この制度の課題とか改善点等をこの検討会の共通認識にするということも期待できるのではないか。地方自治体の持っている情報に限らず、行政機関が持っているものも含めて、対象とすることも考えられるかと思う。

**【松岡構成員】**

○実際に作成組織の仕組みが運用されるタイミングで、国や地方公共団体には住民に対する十分な周知をお願いしたい。

**【矢島構成員】**

○作成組織にデータを提供する際に、地方公共団体において一定の加工を行うに当たって

は、基幹業務システムのベンダーにお願いするのが地方公共団体にとっては負担が少ないかと思うが、その場合に一定の補助金を出すとか、作成組織側がフォーマットを示すという形になれば良いのではないか。

**【佐藤構成員】**

○自治体が保有するデータがどういう形式で、どういう形で格納されているかについて最も知見があるベンダーが有利となる面がある。